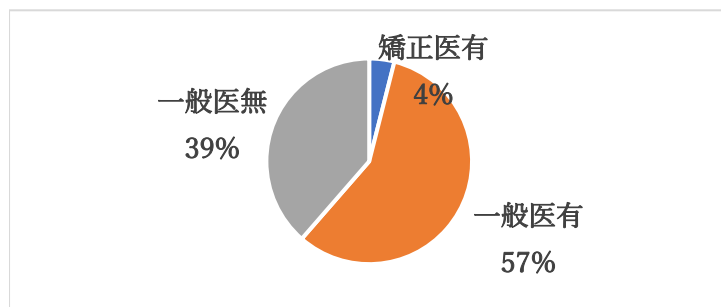


## 矯正治療アンケート報告①

矯正治療アンケートへのご協力ありがとうございました。結果について2回に分けてご報告します。

### 1. 矯正治療の有無（診療所に矯正治療収入が有るか否か）

区分	矯正治療の有無	比率
矯正医	9	4%
一般医・有	131	57%
一般医・無	88	39%
合計	228	100%



・橋本会計の歯科会計のお客様の約61%の診療所が矯正治療を実施しています

### 2. 矯正担当医師（複数回答有）・報酬区分

区分	診療所数	比率
院長	62	41%
勤務医	37	24%
外注（給与）	18	12%
外注（報酬）	35	23%
合計	152	100%

区分	診療所数	外注費率	外注医師材料負担有
外注（給与）	18	64%	38%
外注（報酬）	35	72%	57%
合計	53	70%	51%

\*外注医師に報酬を給与又は支払報酬で支払う区分

・矯正治療について41%が院長、外部医師への外注が35%

・外注支払率は材料費負担の有無により60%から70%

### 3. 治療対象者

区分	小児	成人	小児・成人	合計
矯正医	1	0	8	9
一般医	14	11	106	131
合計	15	11	114	140
比率	11%	8%	81%	100%

・81%が小児・成人を対象とした矯正治療となっています

# 歯科会計

## 2020年診療報酬改定

2020年診療報酬改定は歯科診療報酬+0.59%、薬価▲0.99%、材料価格▲0.02%として決定されました。

診療点数表の主な改正及び新設についてまとめました。

番号	摘要	点数
A000	初診療（改正前 251 点）	261
A002	再診料（改正前 51 点）	53
B000-4	歯科疾患管理料・長期管理加算・かかりつけ歯科機能強化型診療所 上記以外	120 100
B000-4-2	小児口腔機能管理料	100
B000-4-3	口腔機能管理料	100
B003	特定薬剤治療科管理料・バイマイン投与患者以外	280
B004-1-4	入院栄養食事指導料・退院後管理について	50
B006-3-4	療養・就労両立支援指導料・初回	800
	療養・就労両立支援指導料・2回目	400
	相談支援加算	50
B011-4	退職時薬剤情報管理指導料加算	60
C001-6	小児栄養サポートチーム等連携加算 1	80
	小児栄養サポートチーム等連携加算 2	80
D011-4	小児口唇閉鎖力検査	100
D014	睡眠時歯科筋電図検査	580
I000-2	象牙質レジンコーティング	46
I011-2-3	歯周病重症化予防治療・1歯以上10歯未満	150
	歯周病重症化予防治療・10歯以上20歯未満	200
	歯周病重症化予防治療・20歯以上	300
I030-2	非経口摂取患者口腔粘膜処置	100
K004	歯科麻酔管理料	750
M003-3	咬合印象	140

## 個人確定申告期限延長

新型コロナウイルス感染拡大により個人確定申告期限は **2020年4月16日** に延期されました。

- ・個人所得税、消費税、贈与税の申告・納付期限が延期の対象です。
- ・個人所得税・消費税の振替納税期限も延期されます。

# ドクター会計

## 新型コロナウイルスに関するQ & A

新型コロナウイルスが猛威を奮っています。感染拡大防止のため、各種イベント等も中止・延期となっていますが、確定申告期限も4月16日に延長されることとなりました。申告期限は伸びましたが、当初のスケジュールどおり確定申告作業を進めておりますので、引き続きご協力をお願いします。

さて、その新型コロナウイルスですが、診療所のスタッフやその家族に感染の疑いがあったり、または実際に感染があった場合には、どのようにしたらよいのでしょうか？

そのような場合について、厚生労働省からQ & Aが公開されていますので、ご参考になさってください。

### 新型コロナウイルスに関するQ & A（企業の方向け）※令和2年2月25日時点

#### 3 労働者を休ませる場合の措置について

問1 新型コロナウイルスに関連して労働者を休業させる場合、どのようなことに気をつければよいのでしょうか。

A. 欠勤中の賃金の支払いの必要性の有無は個別事情を考慮する必要がありますが、労働基準法第26条では、使用者の責任による休業の場合には、休業手当（平均賃金の100分の60以上）を支払わないといけないとされています。

不可抗力による休業の場合には休業手当の支払い義務はありません。

問2 労働者が新型コロナウイルスに感染したため休業させる場合、休業手当はどのようにすべきですか。

A. 使用者に責任が無い場合には休業手当を支払う必要はありません。

問3 新型コロナウイルスへの感染が疑われる方について、休業手当の支払いは必要ですか。

A. 使用者の自主判断で休業させる場合には、休業手当を支払う必要があります。

問4 労働者が発熱などの症状があるため自主的に休んでいます。休業手当の支払いは必要ですか。

A. 労働者が自主的に休む場合には、通常の病欠と同様の扱いとなります。

問5 新型コロナウイルス感染症によって、事業の休止などを余儀なくされ、やむを得ず休業とする場合等にどのようなことに心がければよいのでしょうか。

A. 問1と同様、使用者の責任による休業の場合には、休業手当（平均賃金の100分の60以上）を支払わないといけないとされていますが、不可抗力による休業の場合には休業手当の支払い義務はありません。

問6 新型コロナウイルスに感染している疑いのある労働者について、一律に年次有給休暇を取得したこととする取り扱い、労働基準法上問題はありますか。病気休暇を取得したこととする場合はどのようになりますか。

A. 有給休暇は使用者が一方的に取得させることはできないため、就業規則の規程に従って決定してください。

# 医療承継

## 相続税申告までのスケジュール

相続税の申告と納税は、原則として死亡した日の翌月から10か月以内に行うことになっています。例えば、2月8日に死亡した場合にはその年の12月8日が申告納税期限になります。なお、この期限が土曜、日曜、祝日にあたる場合は、これらの日の翌日が期限となります。

以下、死亡した日から相続税申告納税までの手続・スケジュールを整理します。

期限	年月日	手続
相続開始	令和2年2月8日	本人死亡・死亡届 通夜・葬儀 各種届（年金等、役員変更登記…） 遺言書確認（自筆・公正証書遺言） 四十九日法要 相続税申告打ち合わせ 遺産調査（資料収集）
3ヶ月以内	令和2年5月8日	相続放棄・相続限定承認の期限
4ヶ月以内	令和2年6月8日	所得税消費税の準確定申告の期限 遺産調査及び相続税額試算 遺産分割協議 遺産分割協議書作成 遺産名義変更（不動産登記、預金解約等）
10ヶ月以内	令和2年12月8日	相続税申告・納税
1年6ヶ月～3年		相続税税務調査

## 第20回安心会計カップ杯ゴルフ大会

- 日時 2020年10月8日（木）
  - ゴルフ場 紫カントリークラブすみれコース 10組40人予定
- 2020年10月15日からの日本オープンゴルフ選手権開催コースでの直前プレーとなります  
多数のご参加をお待ちしております